

ポジティブリスト制導入に係る暫定基準(第二次案)の規則(案)

食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制の導入に際して、食品衛生法第11条第1項に基づく告示において、次の規定を設けることとする。なお、法制上の観点から、文言については変更があり得る。

規則(案)

- 1 食品は、抗生物質及びその他の化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。)たる抗菌性物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。
 - (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第6条の規定により人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定めた添加物及び食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成7年法律第101号)附則第2条第4項に規定する既存添加物名簿に記載される添加物を含有するもの
 - (2) 第3項から第5項に定める成分規格に適合するもの ((1)に該当するものを除く。)
 - (3) (2)に該当するものを原材料として製造され、又は加工されるもの
- 2 農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下、「農薬等」という。)であつて、次に掲げるものは、食品から検出されてはならない。ただし、別に定める場合を除き、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の成分である物質(以下、「原農薬等」という。)が化学的に変化して生成した物質が残留する場合であつて、原農薬等の残留が本項の規程を満足する場合は、原農薬等が化学的に変化して生成した物質も本項を満足するものとみなす。
 - ・食品中において「不検出」とする農薬等の一覧(12 農薬等 別表1 参照)
- 3 次の表に掲げる農薬等は、同表の左欄に掲げる穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶ホップ、食肉、食鳥卵、魚介類、蜂蜜及び乳においてそれぞれ同表の右欄に定める量の限度を超えて残留してはならない。この場合において、各条に掲げる食品についてそれぞれに定める量の限度を「不検出」と定めているときは、その物が検出されるものであつてはならない。ただし、別に定める場合を除き、原農薬等が化学的に変化して生成した物質が残留する場合であつて、原農薬等の残留が本項の規程を満足する場合は、原農薬等が化学的に変化して生成した物質も本項を満足するものとみなす。
 - ・食品中の農薬等残留基準一覧(670 農薬等 別表2 参照)

ただし、暫定基準を設定する農薬等のみ掲載。

- 4 前項において成分規格が定められていない場合であって農薬等が自然に食品に含まれる物質と同一である場合、当該食品において当該物質が含まれる程度は、当該食品に一般に含まれる量を超えてはならない。
- 5 次の表に掲げる農薬等は、同表に掲げる穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶、ホップ、食肉、食鳥卵、魚介類、蜂蜜及び乳以外の食品においてそれぞれ同表に定める量の限度を超えて残留してはならない。この場合において、各条に掲げる食品についてそれぞれに定める量の限度を「不検出」と定めているときは、その物が検出されるものであつてはならない。ただし、別に定める場合を除き、原農薬等が化学的に変化して生成した物質が残留する場合であつて、原農薬等の残留が本項の規程を満足する場合は、原農薬等が化学的に変化して生成した物質も本項を満足するものとみなす。
 - ・加工食品中の農薬等残留基準一覧(59 農薬等 別表3参照)
- 6 食品の製造、又は加工にあつては、前3項において食品における残留の量の限度を定める農薬等について、前3項に定める成分規格に適合するもの(成分規格に適合するものを原材料として、製造、又は加工されたものを含む。)を使用しなければならない。
- 7 食品に残留する農薬等が食品衛生法施行規則第3条に規定する食品添加物及び食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成7年法律第101号)附則第2条第4項に規定する既存添加物名簿に記載される添加物と同一である場合であつて、その程度が第2 添加物 F 使用基準に定める当該添加物の使用基準に定める範囲内である場合にあっては、前4項の規定は適用しない。
- 8 基準値により適否の判定を行う場合には、実験値は基準値より1けた多く求め、その多く求めた1けたについて四捨五入し基準値と比較することにより判定を行う。